

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

TOWNNEWS-SHA CO.,LTD.

最終更新日:2020年9月24日
株式会社タウンニュース社

代表取締役会長兼社長 宇山 知成

問合せ先:取締役執行役員 経営管理部長 長島 淳一 045-913-4111

証券コード:2481

<https://www.townnews.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、地域情報紙の発行を通じ社会的信用を高め、株主の立場に立って企業価値を最大化することを経営の最重要命題と考えておりますので、経営の効率性、透明性の向上を図り、経営の健全性向上のための経営管理組織を構築し、運営していくことをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。ディスクロージャー(情報開示)・アカウンタビリティ(説明責任)・コンプライアンス(法令遵守)を徹底すると同時に、社内管理体制の一環として、取締役は取締役会、管理者全体会議等の機会を通じて経営環境に関する重要な情報を収集、共有し、各部署長を通して、個々の従業員に対しても適時情報開示することにより、経営の透明化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社カネマス	2,220,000	40.21
宇山 忠男	600,000	10.86
大津 勝美	600,000	10.86
宇山 知成	400,000	7.24
タウンニュース社社員持株会	301,820	5.46
穂田 誉輝	278,100	5.03
株式会社光通信	162,000	2.93
川島 卓也	40,000	0.72
奥津 利彦	32,600	0.59
鈴木 茂	20,500	0.37

支配株主(親会社を除く)の有無	宇山 忠男
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	6月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社では支配株主との間で取引を行う際、通常の取引については他の株主の不利益にならないように適正な価格での取引を行い、その結果については取締役会で報告を行うことで支配株主が影響力を行使し少数株主の利益を害することを防止します。また、支配株主との間で重要な取引が発生する際は、取締役会で十分に審議し少数株主の利益を保護します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人とは、会計監査人が定期的に当社を訪問し会計監査を実施する際に同席し、問題点など相談事項の発生の都度打合せを実施しており、また、会計監査人の監査終了時には、関係部署を含めた監査報告会を実施しており、連携状況は良好であります。監査役及び内部監査室とは日常的に情報交換をしており、必要に応じて同行監査を実施するなど連携状況は良好であります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長谷川 幸弘	他の会社の出身者								△		○			
伊澤 孝	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川 幸弘	○	長谷川幸弘氏が代表取締役就任している株式会社長谷川会計事務センターは第21期(2000年度)まで当社の会計監査を担当していましたが、第22期(2001年度)より有限責任監査法人トーマツが会計監査を担当しております。株式会社長谷川会計事務センターとの間には広告掲載の取引がありますが、第40期中の取引は数万円程度であり、他の一般取引と同条件で行われております。	以前に当社の会計事務に携わっていたため、業務内容等を熟知しており、また、税務・会計面での専門知識も有しており、有効な監査機能を果たせるため選任しております。長谷川幸弘氏が代表取締役に就任している株式会社長谷川会計事務センターは第21期(平2000年度)まで当社の会計監査を担当していましたが、第22期(2001年度)より有限責任監査法人トーマツが会計監査を担当しております。株式会社長谷川会計事務センターとの間には広告掲載の取引がありますが、第40期中の取引は数万円程度であり、他の一般取引と同条件で行われております。現在、当社と長谷川幸弘氏及び近親者との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
伊澤 孝	○	伊澤孝氏が2014年7月まで勤務していた、株式会社アサツーディ・ケイとの間には特別な関係はありません。	これまで長年に亘り広告業界で培ってきた経験から、企業経営に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役として適任であると判断し、有効な監査機能を果たせるため選任しております。当社と伊澤孝氏及び近親者との間に

特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

現在はインセンティブ付与に関する施策は実施しておりませんが、今後の状況によっては検討する可能性があります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2020年6月期に取締役6名及び監査役3名に支払った報酬は次のとおりであります。

取締役(社外取締役を除く)5名に支払った報酬総額79,872千円

監査役(社外監査役を除く)1名に支払った報酬総額7,200千円

社外役員3名に支払った報酬総額3,600千円

(注)「役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」が承認され、打ち切り支給の対象となる取締役1名に対し、総額13,500千円が、退職時に支払われる予定であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補助すべき使用人は置いておりませんが、要請があれば直ちに選任できる体制を敷いております。社外監査役をサポートするために社長直轄である内部監査室が定期的を実施している内部監査の報告書をその要請に応じて提出しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
宇山 忠男	名誉会長	当社の経営及び業務全般に係る助言	非常勤・報酬あり	1981/6/30	任期なし
大津 勝美	相談役	当社の経営及び業務全般に係る助言	非常勤・報酬あり	2006/9/27	1年間

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 2名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役制度を採用しており、提出日現在、監査役3名中1名は常勤、2名は社外監査役であります。

常勤監査役は、取締役会・経営会議・管理者全体会議に常時出席するだけでなく、社内の主要な会議にも積極的に参加し、取締役の職務執行を監視することができる体制となっております。

また、提出日現在、取締役会は6名で構成されており、うち1名が社外取締役であります。毎月開催される定時取締役会並びにその他必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ効率的な業務執行の意思決定を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、前述のとおり、取締役会が最高意思決定機関として、業務執行の意思決定を行っております。経営監視の視点では、監査役(社外監査役2名含む)の監査と、社外取締役1名による外部からの客観的な助言等により、取締役の職務執行の監視機能は十分機能するものと考えております。

また、内部監査室による内部監査、コンプライアンス委員会等の委員会による取締役会への提言等を組み合わせることにより、より公正で効率的な企業統治を行えるものと考えております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、決算期を6月とし、毎期9月に株主総会を開催しており、集中日の問題は生じておりません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	事業の内容、財務ハイライト、財務情報、プレスリリース、有価証券報告書、その他。	
IRに関する部署(担当者)の設置	代表取締役社長をIR担当役員とし、経営企画室に担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、各ステークスホルダーに対し、透明性及び公平性を確保するため、証券取引所の定める適時開示規則に従い、適時・適切な開示を行っています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

◎内部統制システムの基本的な考え方

当社は、以下の項目を目的として、内部統制システム構築の基本的な考え方とする。

- (1) 事業経営の有効性、効率性を高める
- (2) 企業の財務報告の信頼性を確保する
- (3) 事業経営に関する法律の遵守を保つ

《内部統制システムの整備》

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、全役員が法令及び定款、その他業務上定められた全ての規程・規則類を遵守し、社会規範、企業倫理に基づき行動するため、そのとるべき行動の基準・規範を示したコンプライアンスマニュアルを制定する。

また、社長直轄の「コンプライアンス委員会」を設置し、全ての役員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、その記録媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、保存期間に応じた閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に係るリスクに関しては、各関係部署がそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化し、必要な対応を行う。

重要な経営課題に関しては、取締役会に上程し、リスクの予測と対応策を審議する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に取締役会を開催する。

また、決裁に関する「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき、監理役員は経営計画に基づいた各部署が実施すべき具体的施策及び効率的な業務執行体制を決定し、これを取締役に報告する。取締役会は施策及び効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社取締役らの親会社への報告体制

子会社取締役らは、当社の担当取締役に業務執行状況について報告する。重要な案件については事前に十分な協議をした上で、当社の取締役会の承認を要するものとする。

ロ. 子会社の損失危険管理体制

子会社取締役らは、当社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼす事態が発生若しくはその恐れが生じた場合は、当社の担当取締役に報告する。

当社は、当社社長の指揮のもと、必要に応じて責任者を任命し、危機管理に対応する。

ハ. 子会社の取締役らの効率確保体制

子会社の取締役らの職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に取締役会を開催する。

子会社の取締役会は、取締役、使用人による意思決定と職務の執行についての責任及び権限を明確にし、組織間の役割分担と連携を確保するとともに、効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

ニ. 子会社の取締役らの法令・定款遵守体制

子会社にコンプライアンス担当取締役を選任させ、取締役・使用人一体となった法令・定款遵守体制を図る。万が一、これに違反する重要な事実を子会社の取締役らが発見した場合、当該子会社の担当取締役を経由して当社社長、コンプライアンス担当取締役及び監査役に報告する。当社社長は必要に応じて責任者を定め、事態の収拾、再発防止策の立案、取締役会への報告を行う。

6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実行性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、使用人を置くこととする。任命された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役からの独立性を確保する。

また、任命された使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示に従い、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、当社の取締役会、経営会議、管理者全体会議、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受ける体制とする。

また、取締役及び使用人は、当社の監査役の要請に応じて必要な報告及び情報の提供を行うとともに、重大・緊急な事由が発生した場合は、取締役及び使用人は遅滞なく監査役に報告をする。

子会社の取締役、監査役、使用人は、当社の監査役の要請に応じて必要な報告及び情報の提供を行うとともに、重大・緊急な事由が発生した場合は、遅滞なく監査役に報告をする。

8. 監査役への報告者が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の役員らが、当社監査役への報告を行ったことを理由として、いかなる不利益な取り扱いをしてはならないものとし、その旨を当社及び子会社の役員に周知する。

9. 監査役を補助する費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合、当該請求等が必要でないことを証明した場合を除いて速やかに当該費用の処理を行うものとする。

10. その他監査役を補助する体制が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が監査の実効性を高めるため、取締役と意見交換を実施するほか、内部監査室及び会計監査人と情報交換を行い、その他必要に応じて弁護士等を活用できるものとする。また、「監査役監査基準」及び「監査役会規程」に基づく独立性と権限により監査の実効性を確保する。

11. 財務報告の適正性を確保するための体制

代表取締役の指示のもと、財務報告に係る内部統制システムを構築し、運用・評価することにより、財務報告の記載内容の適正性を担保し、財務報告の信頼性を確保する。また、財務報告の適正性を確認し、開示するための手続きを実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営理念及び行動規範に基づき、社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては組織として毅然とした姿勢で対応することを基本的な考え方とする。

「反社会的勢力への対応マニュアル」において、反社会的勢力との関係遮断を明文化して周知徹底を図るとともに、事案発生時には警察や弁護士と連携し、適切に対処する体制を構築する。

社内研修を通じて、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、これを断固として排除するという意識を役職員全体に浸透させる。

√その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

現時点では買収防衛策を具体的には決定しておりませんが、株主構成並びに会社の状況を十分に勘案し、今後は検討していく所存であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、適時開示を徹底するために、経営管理部を情報開示部署とし、取締役執行役員経営管理部長を情報統括担当役員及び情報取扱責任者として選任しております。会社情報となる「決定事実」、「発生事実」、「決算情報」は、情報統括担当役員に集約させ、情報管理の一元化を図り、会社情報の迅速かつ正確な把握と情報管理の徹底に努めております。会社情報の適時開示に係る社内体制は、次のような体制をとっております。

1. 決定事実

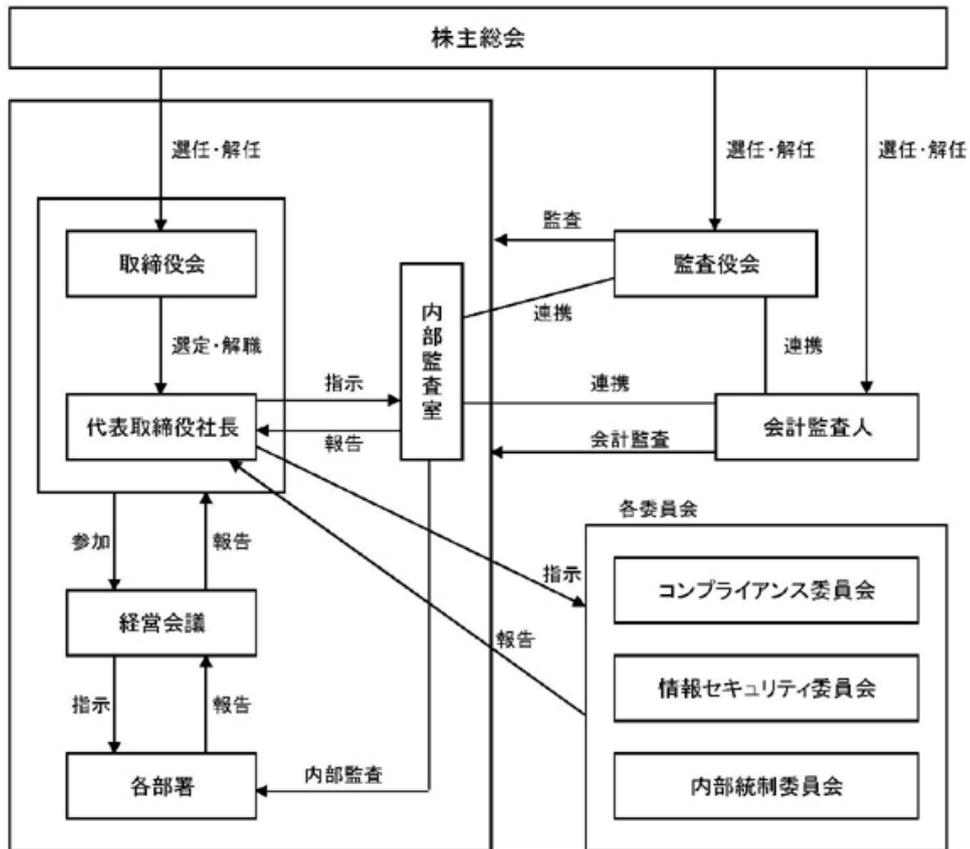
重要な決定事実は、毎月開催する定時取締役会のほか、必要に応じて開催される臨時取締役会において決定されます。重要事実は、議案の段階から関連部署が情報統括担当役員と協議を行い、情報管理を徹底いたします。情報統括担当役員は、代表取締役社長及び関係者と公表の可否について検討を行います。決定後は速やかに情報開示部署が迅速・正確に開示いたします。

2. 発生事実

重要事実に該当する可能性の高い事案が発生した場合は、各部署長から経営管理部に連絡・報告を行います。経営管理部に集められた情報をもとに、情報統括担当役員は代表取締役社長及び関係者と公表の可否について検討を行います。開示を必要と判断した場合は、必要に応じて弁護士や会計監査人、証券会社等と相談を行い、適正な内容の確認を行います。決定後は速やかに情報開示部署が迅速・正確に開示いたします。

3. 決算情報

当社経理課で取りまとめた決算情報は、法令等に定められた手順に則り、会計監査人及び監査役等の監査を経て取締役会に付議されます。取締役会において承認された場合は、速やかに開示いたします。情報統括担当役員は、決算公表までの情報管理を徹底いたします。



※ 適時開示体制の概要

